

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月3日

群馬県知事 へ



提出者 〒579-8027  
住 所 東大阪市東山町12-25  
氏 名 株式会社 オーアンドケー  
代表取締役 奥 一 太  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0277-78-8888

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 オーアンドケー 群馬工場
事業場の所在地	群馬県太田市藪塚町2925-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業
②事業の規模	売上高（群馬工場：前年実績） 44,541t
③従業員数	59名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおりです。

（日本工業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおりです。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排出量	904 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃酸の濃度管理を行い、排出量の管理を徹底しています。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	894 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度廃酸排出量は904 tとなり、前年度は販売数量が+3.4%増加したものの、39t減少しました。廃酸の濃度管理を行うことで目標の900tには若干達成しませんでした。削減することが出来ました。今後の生産見通しは不透明な面もありますが、排出量の目標は、前年度実績を1%下回る排出量894 tとし、今後も廃酸の濃度管理を行い、効率的な管理をいたします。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組) ---	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(今後実施する予定の取組) ---	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸
	全処理委託量	904 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
	再生利用業者への処理委託量	904 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
(これまでに実施した取組) 処分業者・運搬業者の適正作業の依頼および確認。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全処理委託量	894 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	894 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 処分業者への処理施設の立ち入り調査の実施を行う。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		904
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物につ  
するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

1. 会社の概要

- (1) 会社名  
株式会社オーアンドケー
- (2) 資本金  
50,000,000円
- (3) 従業員数  
306名

2. 当該事業場において行っている事業の種類

- (1) 従業員数  
59名
- (2) 製造品出荷額等  
44,541t(令和5年度実績)
- (3) 製造概要

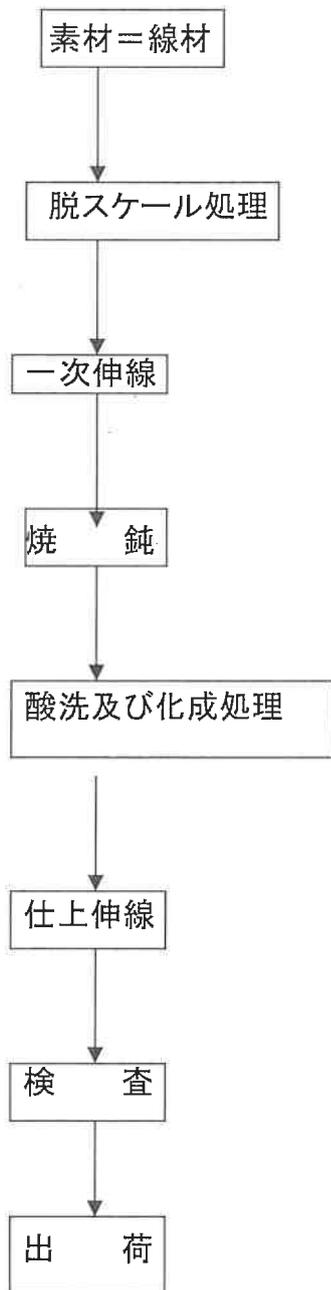
工 程	設 備 概 要	生 産 量
伸 線	伸線機 15台	5,000トン/月
熱 処 理	連続炉 1基	2,000トン/月
	STC炉 1基	1,000トン/月
	ベル炉 1基	1,000トン/月
酸洗及び化成処理	自動酸洗 1基	5,500トン/月

- (4) 製造フロー図  
別紙の通り
- (5) 工場配置図  
別紙の通り
- (6) 事業展望  
現状維持
- (7) 特別管理産業廃棄物処理フロー図  
別紙の通り
- (8) 連絡先  
住 所 : 群馬県太田市藪塚町 2925-1  
担当者 : 株式会社オーアンドケー群馬工場  
電話番号 0277-78-8888

3. 計画期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

製造フロー図

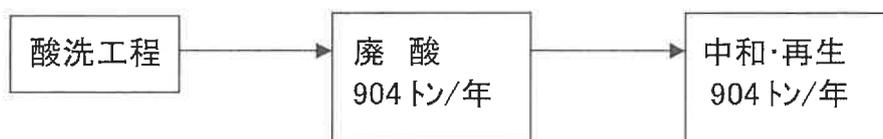


特別管理産業廃棄物処理フロー図

【発生源】

【廃棄物】

【処理・処分】



#### 4. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

##### (1) 管理責任者

	所 属	氏 名
東部環境管理責任者 廃棄物管理責任者(一般)	総務部	1名
特別管理産業廃棄物管理責任者	酸 洗 酸 洗	(正) 1名 (副) 1名
廃棄物管理責任者(産業)	酸 洗 酸 洗	(正) 1名 (副) 1名

##### (2) 管理体制について

特別管理産業廃棄物の適正管理を実施するため、廃棄物の発生から最終処分に至るまでの社内組織の整備と確認体制の確立を図る。

##### (3) 教育・啓蒙

担当者及び引取委託業者に対し作業手順の送付・掲示を実施し、環境の遵守と安全の徹底を進める。

#### 5. 特別管理産業廃棄物の排出抑制及び処理(分別、再生、中間処理等)に関する事項

##### (1) 基本的事項

- ① 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した特別管理産業廃棄物の処理は処理業者に委託するため、許可業者と契約を締結し、収集運搬から最終処分に至るまで確認・管理する。
- ③ 特別管理産業廃棄物の発生の減量化に努め、数値目標及びその達成時期を定め実施し、またこれら処理に関する目標及び計画は、定期的に見直しを行う。

##### (2) 特別管理産業廃棄物処理の現状

当工場から発生する特別管理産業廃棄物は、酸洗工程からの廃塩酸である。昨年度の発生量は、904 トン/年であり、全量を特別管理産業廃棄物処分業者に委託処理を行っている。

##### (3) 減量化目標について

- ① 発生源である酸洗工程での塩酸の濃度及び鉄分により廃棄基準を決め、廃酸の排出量の削減に努力している。
- ② 廃酸の排出量を管理・把握し、減量化の目標値として廃酸排出量原単位を、昨年比1%減を設定している。
- ③ 当社自身による分別・再利用及び中間処理の実施計画は無い。

##### (4) 今後の課題

- ① 環境管理・システムの確立  
2000年4月ISO14001認証取得、継続的改善に努める。
- ② 自主的な取組み  
自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの向上を図る。